

議 事 録

第 1 3 回

東村農業委員会総会

令和元年 1 2 月 2 3 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年12月23日(月) 午後14時30分～16時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員：なし
5. 議事録署名委員：5番 喜屋武 美恵子 6番 比嘉 昌太
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」（案）の決議について

議長 それでは、ただいまより、令和元年第 13 回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出席状況を報告致します。農業委員の出席者 6 名、欠席者 0 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、5 番 喜屋武委員と、6 番 比嘉委員を指名します。

また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 40 号から議案第 41 号までの議案 2 件なっております。

(3 条①)

議長 それでは、議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 13 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良中原地内の農地の区分地上権の設定に係るもので、これについては、農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たす必要は無く、当該農地の権利を有する者との間で、賃貸借の契約及び合意書の取り交わしがあり、また、営農型発電設備の設置に係る農地法第 5 条の許可及び計画変更承認が県知事より出ておりますので、事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 13 について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第 40 号の整理番号 13 については、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3 条②)

議長 次に、議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 14 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良宇出那覇原及び屋之北原地内の農地の贈与による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号14について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第40号の整理番号14については、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(申し合せ決議)

議長 次に、議案第41号の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)について事務局から説明申し上げます。

事務局 説明致します。
議案第41号の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)につきましては、別紙資料の申し合わせ決議(案)に記載しているとおりに提案したいと思っております。
以上、説明終わります。

議長 内容確認の為、暫時休憩致します。

(～別紙資料の内容確認～)

議長 再開致します。
休憩中に内容の確認を十分にされたと思っておりますので、質疑に移ります。議案第41号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)について質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 41 号について、討論を省略し、申し合わせ決議の内容については、「事務局の提案のとおり」として、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 41 号については、「事務局提の提案のとおり」とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 13 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。